

## 委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 二戸地区合同庁舎清掃業務
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 二戸市石切所字荷渡6番3 (二戸地区合同庁舎)
- 4 委託料 金 \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県(以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)  
とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

### (総則)

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務(以下「委託業務」という。)をこの契約書及び別紙「二戸地区合同庁舎清掃業務基準仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

### (実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### (委託業務の内容の変更及び中止等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

### (完了報告及び検査)

第4条 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、「清掃作業日誌」(様式1)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく「業務完了報告書」(様式2)を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

5 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

6 第4条第3項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

第5条 乙は、第4条第3項(第4条第6項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、毎月、請求書を甲に提出するものとする。

月額 \_\_\_\_\_ 円

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 \_\_\_\_\_ パーセント(注1)の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第7条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年 \_\_\_\_\_ パーセント(注2)の割合で違約金を徴収する。

注2 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(履行の追完)

第8条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行の催告)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 2 条若しくは第 4 条第 4 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

（甲の解除権）

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙が、委託業務を実施できなくなったとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者の他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する

場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) その他甲が必要と認めるとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となるとき。

(2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(契約保証金の帰属)

第 12 条 第 9 条又は第 10 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 13 条 乙は、第 9 条又は第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 14 条 乙は、第 13 条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき、年 パーセント (注 3) の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

注 3 令和 8 年 4 月 1 日において適用される会計規則第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 15 条 乙は、第 10 条第 2 号及び第 4 号の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第 10 条第 5 号の規定により契約を解除した場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(施設等の使用)

第 16 条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(管理者の責務)

第 17 条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

第 19 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 20 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

(再委託等の禁止)

第 21 条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(不当介入に対する措置)

第 22 条 乙は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

(休憩施設の提供)

第 23 条 甲は、乙に対し、委託業務に従事する者の休憩施設として、二戸地区合同庁舎 2 階清掃員室を無償で提供するものとする。

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第 25 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県

契約担当者

県北広域振興局長 \_\_\_\_\_ (注4) 印

注4 令和8年4月1日における職・氏名とする。

乙 受 託 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印